

新型コロナウイルス感染者の療養期間

2022年9月9日作成

医療機関等で新型コロナウイルス陽性と診断された方については、**発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快※1後24時間経過した場合、療養解除**となります。※2
症状のない方については、検体採取日から7日間経過した場合、療養解除となります。なお、5日目の検査で陰性を確認した場合には、その翌日から療養解除となります。
ただし、初め症状がなく途中で発症した場合、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、療養解除となります。

なお、療養解除のための検査は無症状者5日目の検査以外に不要です。

また、有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間経過するまでは療養解除後も感染リスクが残るので、検温など健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、会食等を避けること、マスクの着用等自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※1 「症状軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。

※2 入院している方や高齢者施設に入所している者（高齢者施設入所者等）は発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となる。

